

名古屋市プール（屋外冷水プール）

指定管理者 共通募集要項

平成27年6月

名古屋市教育委員会

名古屋市プール（屋外冷水プール）指定管理者 共通募集要項目次

1	施設の設置目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務の内容	2
4	指定管理者の指定の予定期間	3
5	応募資格等	3
6	管理の基準	5
7	管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準...	6
8	管理業務に従事する者に必要な人数の基準	7
9	指定管理料について	8
10	使用料収入について	9
11	管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等	9
12	自動販売機等の設置	10
13	指定管理者の公募に関するスケジュール	11
14	申請書類の提出	11
15	応募者説明会・施設見学会	12
16	質問の受付と回答	13
17	指定管理者の選定	13
18	指定後の対応について	16
19	協定の締結について	16
20	指定の取り消し等	17
21	申請にあたっての留意事項	17
22	団体の法人格の変更	17
23	市による評価の実施、公表	18
24	市監査委員等による監査	18
25	原状回復義務	18
26	業務の引継ぎ	18
27	問合せ先	18

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。）第11条及び第12条の規定により、名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）は指定管理者を次のとおり公募します。

なお、名古屋市体育館と熱田プール、東スポーツセンターと名城プール、北スポーツセンターと楠プール、露橋スポーツセンターと富田プールはセットでの募集となります。選定は、単体で募集する施設は施設ごとに、セットで募集する施設はセットごとに行います。

1 施設の設置目的

市は、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、下記のプールを設置しています。

2 施設の概要

(1) 港プール 稲永スポーツセンター及び港サッカー場とセットで募集

所在地	名古屋市港区当知一丁目1401番地
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、水景施設、滑り台1ヶ所、駐輪場、駐車場
開所等	平成3年改築

(2) 名城プール 東スポーツセンターとセットで募集

所在地	名古屋市北区名城一丁目2番13号
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、水景施設、滑り台2ヶ所、駐輪場
開所等	平成7年改築

(3) 中川プール

所在地	名古屋市中川区北江町3丁目1番地
施設概要	練習プール1、幼児用プール1、駐輪場
開所等	昭和40年、平成10年改修

(4) 守山プール

所在地	名古屋市守山区村合町197番地
施設概要	練習プール1、幼児用プール1、駐輪場
開所等	昭和44年

(5) 熱田プール 市体育館とセットで募集

所在地	名古屋市熱田区六野二丁目5番2号
施設概要	練習プール1、幼児用プール1、駐輪場
開所等	昭和45年

(6) 楠プール 北スポーツセンターとセットで募集

所在地	名古屋市北区若鶴町126番地
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、駐輪場
開所等	昭和57年

(7) 山田プール

所在地	名古屋市西区五才美町236番地の1
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、駐輪場、駐車場

開所等	昭和 59 年
-----	---------

(8) 富田プール 露橋スポーツセンターとセットで募集

所在地	名古屋市中川区東かの里町 809 番地
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、駐輪場、駐車場
開所等	昭和 63 年

各施設の詳細は「別紙 1施設概要の詳細」に記載

3 指定管理者が行う業務の内容

- (1) 一般の利用に関すること
 - ア 施設の供用に関すること
 - イ 情報の提供
- (2) 使用の許可に関すること
- (3) 使用料の徴収に関すること
 - ア 使用料徴収業務
 - イ 金銭等管理業務
- (4) 維持管理及び修繕(原形を変えずる修繕及び模様替を除く。)に関すること
 - ア 施設・設備・機器の運転・点検・整備
 - イ プールの維持管理・点検業務
 - ウ 警備業務
 - エ 環境維持
 - オ 駐輪場・駐車場業務
 - カ 拾得物の取扱い
 - キ 備品及び消耗品の管理
 - ク 喫煙対策
- (5) 開場期間外の管理に関すること
 - ア プール使用開始前の施設の管理
 - イ プール開場期間終了後の施設の管理
- (6) 緊急時対応に関すること
 - ア 事故等緊急時対応に関すること
 - イ 災害発生時対応に関すること
- (7) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
- (8) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
 - ア 管理資料の作成
 - イ 事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出
- (9) 指定管理者の引継ぎに関すること

- ア 現指定管理者からの業務の引継ぎ
 - イ 次期指定管理者への業務の引継ぎ
- (10) その他委員会が定める業務
- ア 従事員の資質の維持・向上
 - イ 市又は委員会が実施する事業への協力
 - ウ 利用促進に資する事業の実施
 - エ 運営協議会等への参加
 - オ 情報公開
 - カ その他委員会が求める事項

4 指定管理者の指定の予定期間

- (1) 港プール・名城プール・熱田プール・楠プール・富田プール
平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間
- (2) 中川プール・守山プール・山田プール
平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間

ただし、指定管理期間中であっても、老朽化等により施設を廃止することとなった場合には、当該施設の廃止の日をもって指定管理者の業務内容を変更するとともに、指定管理料の変更を協議します。なお、施設の廃止があった場合でも、違約金、損害賠償は支払いません。

5 応募資格等

(1) 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること。（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となるすべての団体が要件を満たすことが必要）

- ア 破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- カ 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。
- ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。
- ケ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

なお、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定の取消をします。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

3 情報交換

- (1) 市長等は、契約等の相手方となる又はなり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するかどうかについて、警察本部長に対し、照会書（様式第 1 号）により照会することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、前号の照会を受けたときは、市長等に対し、速やかに回答書（様式第 2 号）により回答するものとする。
- (3) 警察本部長は、(1) の市長等からの照会によるほか、排除措置対象法人等に該当すると認めるときは、市長等に対し、速やかに通報書（様式第 3 号）により通報するものとする。

4 排除措置の要請、決定及び措置結果の通知

- (1) 警察本部長は、排除措置対象法人等に該当すると認める 3(2) による回答又は 3(3) の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長等に対し、契約等からの排除要請を行うものとする。

る。

(2) 市長等は、前号の排除要請に係る法人等については、排除措置を決定し、その措置結果を、警察本部長に対し、通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は株式会社（単独企業、特別目的会社（以下「SPC」という。）等）、若しくはNPO法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体を含む。）等であること。

また、SPC設立予定として応募される場合、選定結果の公表までに設立することの実現性を証明する資料を応募時に必ず提出してください。

共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

(3) グループによる応募の注意点

グループによる応募の場合、その構成団体すべてが前2号の応募資格及び応募者の形態を満たしている必要があります。

構成団体は、他のグループの構成団体として、あるいは単独企業として同一施設に応募することはできません。

グループの代表企業及び構成団体の変更は原則認めません。

6 管理の基準

(1) 条例等関係法令の遵守

施設の管理運営に際しては、地方自治法及び同施行令、条例及び名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。）、愛知県プール条例（昭和36年愛知県条例第1号）並びに関係法令に精通し、これを遵守していただきます。また、条例第1条に定める本施設の設置目的を深く理解し、それを達成するよう努めていただきます。

(2) 開場期間及び開場時間

規則に基づき、開場期間及び開場時間は下表の通りとします。ただし、天災その他やむを得ない事由により、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時的休場日若しくは臨時の開場日を定めることがあります。また、指定管理者から臨時開場の申出があった場合は、協議の上決定します。それに伴い、年間の使用日または使用時間が変更されることがあります。

また、プール清掃等のため、開場期間中に5日程度の休場日があります。

開場期間	開場時間
7月20日から8月31日まで	午前10時から午後5時30分まで

(3) 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条第2項の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、その具体的内容である情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表、個人情報の開示等に関する事項については、協定中に定め、これを遵守していただくこととなります。

(4) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の 2第 1項に基づき、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めていただきます。

(5) 利用者の安全を考慮した管理運営

利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を行うこととし、併せて緊急時にかかる対応計画について、事業計画書の中で示していただきます。

(6) 第三者への委託

ア 指定管理に係る業務を第三者へ一部委託する場合、予め委員会の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行っていただきます。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。

イ 指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせることはできますが、プール監視業務（清掃及び保守点検業務を除く。）を委託し、又は請け負わせることはできません。

ウ なお、委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担していただきます。

(7) 暴力団の施設利用における措置

「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（平成24年 3月30日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとします。暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市教育委員会事務局スポーツ振興課を通じ、利益になる利用かどうかを愛知県警察本部長に対し照会し、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行います。

7 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準

管理運営業務に従事する者の基準は以下のとおりとします。なお、資格要件については、列挙した資格と同等以上の資格でも可とします。

(1) 施設の管理運営

ア 総括責任者

プール施設の総括責任者として、公共の福祉、市民のスポーツ・レクリエーションを通じた心身の健康増進、市民の交流促進に関する見識を有するとともに、(公財)日本体育施設協会「体育施設管理士」、(公財)日本体育協会「水泳上級指導員」・「水泳上級コーチ」・「水泳上級教師」又は(公財)日本体育施設協会「水泳指導管理士」のいずれかの資格を有する者を配置し、運営に当たらせてください。これは、正社員又は構成員に限ります。なお、本施設に専任する必要はありませんが、プール開場時間中は、管理運営業務に従事する者の指導・監督をしてください。

イ プール施設責任者

総括責任者を補佐させるとともに、プール施設の現場責任者として、プール開場時間中は、必ず常駐させてください。これは、名古屋市の主催する普通救命講習（自動体外式除細動器（AED）を業務等で使用することを想定した「普通救命講習 2」（AED認定コース）が望ましい。以下同じ。）又は上級救命講習（これらと同等以上の、他の機関が主催する救命講習

でも可。以下同じ。)を受講した正社員又は構成員に限ります。

ウ プール管理担当者

プール開場時間中は、必ず(社)日本赤十字社「水上安全法救助員・救急法救急員」、(公財)日本体育施設協会「水泳指導管理士」若しくは(公財)日本水泳連盟「基礎水泳指導員」のいずれかの資格又はこれらと同等以上の能力・資格を有すると委員会が認めるプール管理担当者を配置してください。なお、これは、プール施設責任者を兼ねることができます。

エ 受付

条例第2条、第4条及び第6条並びに規則第3条に基づき、入場許可を与え、あるいは入場制限を実施してください。

プール施設の利用上の注意事項を把握し、接客に必要な資質を備えた者を配置してください。

オ 脱衣かご管理(守山プールのみ)

利用者より預かった着衣を厳重に管理してください。また、常に脱衣かご数と利用者数を把握し、脱衣かごの有効活用を行うとともに、脱衣かごが使用不能となった場合には、受付と連携し入場者制限等の措置を講じてください。

カ プール監視員

利用者の危険行為を未然に防止してください。プール水の水質及び排水口等の設備の管理を行うため、施設設備について充分把握したうえで、利用者に利用上のルールを説明し、その遵守を促してください。施設設備の状況を常に把握し、万一利用者に負傷、事故等が発生した場合には、プール管理担当者と密接な連携のもと、適切かつ迅速な応急救護を行うことのできるよう、名古屋市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講した、泳力を有した監視員を配置してください。

(2) 設備の運転・管理・保守

設備の運転・管理・保守は、専門的技能を有する者が実施してください。

(3) 官公庁等への届出

愛知県プール条例に基づき、プール管理責任者及び衛生管理者を置き、所轄の保健所へ必要な届出を行ってください。

8 管理業務に従事する者に必要な人数の基準

指定管理者は、施設の開場時間中は絶えず下記のポスト数を満たし、業務に従事させてください。

業務ポスト名	ポスト数	
プール施設責任者	1 ()	
プール管理担当者		
受付	1	
脱衣かご管理(守山プールのみ)	2	
プール監視員	中川 守山 熱田	4
	楠 山田 富田	6
	港 名城	7

常時ポストの中にプール施設責任者を含めること。

9 指定管理料について

(1) 指定管理料の支払い

市は、プールの管理運営に要する経費について、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に予算の範囲内で分割支払い（4・6月）を行います。

参考として平成26年度及び平成27年度の指定管理料(協定により定められた金額)並びに平成25年度の光熱水費を示しますが、今回の指定管理料として、これらの額を保証するものではありません。

(単位：円)

施設名	実績		
	26 指定管理料	27 指定管理料	25 光熱水費
港プール	13,861,000	13,860,000	4,644,684
名城プール	11,615,000	11,615,000	3,373,110
中川プール	10,193,000	10,193,000	3,064,541
守山プール	10,707,000	10,707,000	2,720,668
熱田プール	9,847,000	9,847,000	2,939,347
楠プール	10,175,000	10,175,000	2,124,845
山田プール	10,254,000	10,254,000	3,167,025
富田プール	10,322,000	10,322,000	3,390,725

1 修繕費を除く

2 光熱水費は平成25年度事業報告書（指定管理者作成）による

(2) 最低使用水道量について

指定管理者は、「14 申請書類の提出」に規定する「名古屋市プール指定管理者事業計画書」の収支計画書において、各年度下表に定める最低使用水道量を提案することとします。応募者が最低使用水道量以上の水道量がかかると判断した場合は、その数量を計上し提案してください。

(単位：m³)

施設名	最低使用水道量
港プール	5,080
名城プール	4,620
中川プール	4,140
守山プール	3,670
熱田プール	3,640
楠プール	4,780
山田プール	4,780
富田プール	5,010

(3) 指定管理料の精算

指定管理料は精算しません。ただし、修繕費については、工事完了後、実績報告書に基づき(1)の指定管理料とは別に精算しますので、収支計画には含めないでください。

なお、修繕費で精算できるものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「15 工事請負費」で支出するものに相当するものとしてします。

(4) 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

(5) 管理口座

管理運営業務に係る指定管理者の経費及び収入は、団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

(6) 修繕費等の分担について

次に掲げる事項については、市が直接執行することとし、これ以外の費用を指定管理料の中から負担していただきます。

ア 原形を変えずる修繕及び模様替

イ 1件2,500千円を超える修繕

ウ 市の責めに帰すべき事由があると市が判断した修繕

エ 1件200千円以上の備品購入

オ その他協議により定める事項

10 使用料収入について

施設使用にかかる使用料はすべて市の収入とし、使用料の徴収事務に関しては、地方自治法施行令第158条第1項第1号に基づき、これを指定管理者に委託します。

11 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等

(1) 責任分担について市と指定管理者により協議を行う事項

指定管理者が善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害・損失や運営費の増加が生じた場合は、その分担のあり方について協議します。

また、予想しえない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないとし市が判断した場合においては、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方は下記のとおりです。

項目	内容	責任分担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの		
	上記以外の場合		
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの		
	上記以外の場合		
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）		
	上記以外の場合		
性能	協定書に定めた要求水準不適合		
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		

	情報の管理及び保護に関するもの		
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの		
	上記以外の場合		
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり2,500千円を超える大規模修繕が必要となる場合		
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり2,500千円以下の修繕が必要となる場合		
施設の休場	施設・設備の修繕にかかる工事等により、長期間施設を休場する場合	協議事項	
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
周辺住民への損害	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合		
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		

(2) 損害賠償責任

- ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者に損害賠償責任を負っていただきます。
- イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を負った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとします。

(3) 保険への加入

指定管理者は上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で社会体育施設保険等に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(4) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

12 自動販売機等の設置

指定管理者が利用者の利便性の向上を図るため、自動販売機等を運営しようとする場合は、委員会と協議の上、市有地及び建物の一部貸付契約を締結する必要があります。ただし、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）により制限を受ける場合があります。

13 指定管理者の公募に関するスケジュール

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 募集要項等の配布 | 平成27年 6月 1日(月) ~ 7月8日(水) |
| (2) 応募者説明会 | 平成27年 6月11日(木) |
| 応募者説明会には、平成27年 6月10日(火) 正午までに申込のうえ、必ず参加してください。
<u>不参加の場合、応募できません</u> のでご注意ください。 | |
| (3) 施設見学会 | 平成27年 6月 8日(月) ~ 6月10日(水) |
| (4) 募集に関する質問受付 | 平成27年 6月 1日(月) ~ 6月19日(金) |
| (5) 募集に関する質問回答 | 平成27年 6月下旬予定 |
| (6) 申請書類の提出日の予約 | 平成27年 6月30日(火) ~ 7月 1日(水) |
| (7) 申請書類の提出 | 平成27年 7月 7日(火) ~ 7月 8日(水) |
| (8) 第 1次審査 | 平成27年 8月 4日(火) |
| (9) 第 1次審査結果の通知 | 平成27年 8月 5日(水) 予定 |
| (10) 第 2次審査(ヒアリング) | 平成27年 8月22日(土)・23日(日) 予定 |
| (11) 候補者・次点候補者の選定 | 平成27年10月中旬予定 |
| (12) 選定結果の通知 | 平成27年10月下旬予定 |
| (13) 指定管理者の指定 | 平成27年12月予定 |
| (14) 指定管理者との協定締結 | 平成28年 3月予定 |

14 申請書類の提出

(1) 申請書類

申請書類は、原則A4サイズ縦長、横書きとします。

ア 名古屋市プール指定管理者指定申請書

イ 名古屋市プール指定管理者指定申請に関する誓約書

ウ 法人等の概要

定款、寄附行為、規約その他これに類する書類

財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び株主資本等変動計算書、その他委員会
が指示する書類

法人税、本店等所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書

その他必要な事項に係る書類

エ 名古屋市プール指定管理者事業計画書

オ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警
察本部への照会のための資料

代表者等名簿

団体の代表者及び施設の管理責任者について申請様式にて示す様式に記載してください。グ
ループによる応募の場合、その構成団体すべてについて提出してください。

カ その他委員会が定める書類

(2) 提出部数

正本 1部、その写し11部及びデータ。

提出方法は、申請様式にて示す「名古屋市プール指定管理者指定申請書類提出要領」の定めに従
ってください。

提出した申請書類の差し替えは委員会の指示する場合を除き不可ですのでご注意ください。

(3) 提出先・提出期間

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局スポーツ振興課施設係

提出期間 平成27年 7月 7日(火)から 7月 8日(水)まで

受付時間 午前 9時から午後 5時30分まで(正午から午後 1時までを除く。)

申請書類の提出方法は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)とします。郵送の場合の提出期限は、下記(4)に基づき委員会が指定した日必着とします。

(4) 提出日の予約

申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

予約の申込は「別紙 2 指定管理者指定申請書提出予約申込書」にて、電子メールにより「27問合せ先」まで申し込んでください。提出日時の希望がある場合は、記載することができますが、提出の際に必要な書類の不備が確認された場合は受け付けることができませんので、平成27年 7月 7日(火)に提出していただくようお願いします。

申請書類の提出日時は、委員会が指定した上で送信された電子メールアドレスあてに通知(返信)します。郵送申請の場合も同様に予約申し込みをしてください。なお、応募者が希望する提出日時になるとは限りません。

予約受付期間：平成27年 6月30日(火)午前 9時から 7月 1日(水)午後 5時まで

15 応募者説明会・施設見学会

(1) 応募者説明会

日時 平成27年 6月11日(木)午前 9時30分から

場所 名古屋市役所東庁舎 5階大会議室

内容 募集要項等に即した応募説明

申込期限 平成27年 6月10日(水)正午

指定管理者に応募する者は、全て、応募者説明会への参加が必要となります。不参加の場合の応募は認めません。また、共同事業体での応募の際には、構成団体の社員(職員)が参加する必要があります。

(2) 施設見学会

次の日程により 1時間程度の施設見学会を行います。内容は、施設の概要説明、施設見学及び施設各所図面の閲覧です。

日 時		開 催 施 設	申込期限
6月 8日(月)	午前10時から 午前11時まで	港プール	6月 4日(木) 正午
	午後1時から 午後2時まで	富田プール	
6月 9日(火)	午前10時から 午前11時まで	山田プール	
	午後1時から 午後2時まで	名城プール	
	午後3時から 午後4時まで	守山プール	
6月10日(水)	午前10時から 午前11時まで	楠プール	
	午後1時から 午後2時まで	中川プール	
	午後3時から	熱田プール	

	午後4時まで		
--	--------	--	--

(3) 参加申込方法

電子メール又はファックスにより「27 問合せ先」までご連絡ください。

申込の様式は問いませんが、「法人名、参加人数、応募を予定している施設（応募者説明会の場合） 見学を希望する施設（施設見学会の場合） 連絡先（担当者名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）」を必ず明記してください。

(4) 参加の際の注意事項

来場には公共交通機関をご利用ください。

当日は参加者に募集要項等を提供いたしませんので、名古屋市ウェブサイトよりダウンロードし、印刷したものを持参ください。

参加者は 1団体あたり、応募者説明会は 2名以内、施設見学会は 3名以内とします。

16 質問の受付と回答

募集に関する質問は「別紙 3 質問票」にて、電子メールにより、平成27年6月19日（金）までに提出ください。ファックス、来庁又は電話による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、質問者及び応募者説明会・施設見学会参加者全員に対し電子メールで行います。

17 指定管理者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、2段階の公募型プロポーザル方式とし、募集要項及び仕様書が求める水準を満たしており、財務分析した評価が著しく低くなく、候補者となることができる最低ライン（最低基準点）以上の得点を得た団体の中から選定します。

最初に第1次審査として申請書類を提出していただき、それをもとに名古屋市体育館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価・審査を行い、第1次審査の通過者を決定します。ただし、応募者から提出された財務書類を審査し、指定管理期間を安定的に運営することが不可能であると考えられる場合は、不通過とします。

次に第2次審査として、第1次審査の通過者に、選定委員会において、提出書類の説明をしていただきます。その結果を踏まえて審査を行ない、委員会は候補者及び次点候補者の選定を行います。

選定に際しては、(5)に記載する審査項目について各委員の付けた点数の平均（小数点以下第2位で四捨五入）が最も高い応募者を候補者とします。最も高い得点の応募者が複数の場合、各委員が一番高い得点を入れた数の多い応募者を候補者とします。それでもなお複数の応募者が残る場合は、選定委員会で協議のうえ、会長の裁定により候補者を決定します。

選定結果は応募者全員にお知らせし、市公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。また、名古屋市議会の議決により、指定管理者の指定が行われた後には、市公式ウェブサイト上にてその旨を公表します。

また、指定管理者は委員会と細目協議の上、名古屋市議会にて予算の議決がなされた後に、管理に関する協定を締結するものとします。

(2) 次点候補者との交渉

候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、

市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とすることができるものとします。

(3) 選定委員会

委員の構成（敬称略）

加藤 義人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部名古屋本部副本部長
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センターセンター長
長谷川 龍伸	弁護士
花園 誠	名古屋大学経済学研究科准教授
松田 秀子	愛知淑徳大学文学部教授

なお、申請団体が選定委員会の選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、当該選定にかかる接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(4) 選定基準

選定委員会における審査は、個々の施設ごとに設置目的や特性を踏まえて行い、下記の条例の選定基準に基づき、市民サービスの向上や経費の節減などの観点から審査項目を設定し、総合的に行います。

- ア 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- イ 市民の平等利用が確保されていること。
- ウ 事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成すること。
- エ 事業計画書の内容が管理経費の縮減が図られるものであること。

(5) 審査項目及び質問項目、配点

上記条例の選定基準に基づいて設定した審査項目は下記のとおりです。審査項目ごとに選定にかかる評価点を設けています。また、審査項目に基づき選定を行うために質問項目を設定するとともに、審査書類として様式を定めていますので、各設問において求められている事項を対応する様式に漏らさず記載してください。

事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること

1 安定的な経営姿勢・運営実施体制 [40点]

(1) 施設の管理運営の基本方針（様式 ）(5点)

- ・本市の施策に基づいた当該施設管理運営の基本方針について記載してください。

(2) 基本方針を実施するための目標及び実施策（様式 ）(5点)

- ・基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について具体的に記載してください。
利用者数、利用件数を記載。（様式 で併記）

(3) 安定的な経営体力（様式 ）(5点)

- ・指定管理期間中、安定した管理を行うことが十分といえる経営規模、実績、実務能力について記載してください。

(3)- 安定的な経営体力（10点）

- ・財務諸表等財務書類により審査します。提出の書類等は、申請様式にて示す「名古屋市プール指定管理者指定申請書類提出要領」に従ってください。

(4) 類似施設の運営実績（様式 ）(5点)

- ・類似施設の管理運営実績について記載してください。

(5) 業務履行体制（団体の体制）(様式)(5点)

- ・安全かつ効率的な業務履行ができる体制について記載してください。

施設の管理を確実に行うための研修、業務管理体制を記載。

(6)職員配置計画（施設における計画）(様式) (5点)

- ・従事員の人材育成方針及び実施策について記載してください。
- ・適切な労働環境を保持するための方策について記載してください。

配置する従事員の基準(ポスト数)、週間ローテーションを記載。

2 コンプライアンス [5点]

(1)関連法令の遵守体制(様式) (5点)

- ・個人情報保護、情報公開等の遵守体制や具体的な取り組みや考え方について記載してください。
規定等の資料を添付。
- ・法令遵守にかかる基本方針について記載してください。
- ・法令を遵守するための人材育成・研修の方策について記載してください。

市民の平等利用が確保されていること

1 平等利用の確保 [10点]

(1)公共性・公平性に基づいた利用の確保(様式) (10点)

- ・公の施設の性格を理解し、誰もが平等・公平に利用できる基本方針について記載してください。

事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成すること

1 施設の効用の最大限発揮 [15点]

(1)利用者本位のサービス提供(様式) (10点)

- ・利用者の利便性向上のための新たな取り組みを実践・実行できる体制について記載してください。
- ・実現可能な広報・利用促進策について記載してください。

(2)自主事業の計画(様式) (5点)

- ・自主事業の実施計画及び自主事業を実施することによる利用者数と施設稼働の拡大に対する計画について記載してください。

2 施設管理 [20点]

(1)メンテナンス(様式) (5点)

- ・施設の点検及び修繕計画とその予算について、具体的に記載してください。

(2)施設の衛生(様式) (5点)

- ・施設的环境衛生面の維持について記載してください。

(3)環境保持・環境配慮(様式) (5点)

- ・清掃、外構植栽などの管理計画について記載してください。

清掃・外構植栽管理計画、日常点検・法定点検等の履行の計画、ごみ排出量削減や地球温暖化対策等の計画

(4)閉場期間の維持管理(様式) (5点)

- ・閉場期間中の維持管理について記載してください。

3 安全管理 [15点]

(1)緊急時への備え(様式) (5点)

- ・安全・安心に利用できるよう、災害・事故発生時に備えた通常の実行計画、緊急・救急時の体制を記載してください。

保安警備の実施体制、市との連絡体制・予防管理体制等、AEDの点検内容・利用研修等、その他事件・事故防止策について記載。

緊急時にかかるマニュアル等の資料を添付。

(2)保険の加入(様式) (5点)

- ・リスク対応のため社会体育施設保険等への加入とその保険金額について記載してください。

(3)事故防止の対応(様式) (5点)

- ・安全点検等未然に事故を防ぐ計画を記載してください。

4 モニタリング [5点]

(1)自己評価(様式)(5点)

- ・事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について記載してください。

事業計画書の内容が管理経費の縮減が図られるものであること

1 管理運営経費 [60点]

(1)効率的かつ適正な管理運営(様式)(10点)

- ・コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について記載してください。
- ・業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について記載してください。

(2)事業予算の計画(様式)(10点)

- ・事業収支計画について説明してください。(「収支計画書」を添付)

(2)- 事業予算の計画(40点)

- ・指定管理料

ヒアリング審査(総合評価)

1 下記の観点でのプレゼンテーション及びヒアリング [30点]

(1)参入意欲(10点)

- ・応募施設をしっかりと把握しているか
- ・委員からの質問に対する回答が的確であったか
- ・熱意や意欲があるか

(2)創意工夫(10点)

- ・提案に創意工夫があるか
- ・利用者の増加が見込めサービスの向上になっているか

(3)専門的見地(10点)

- ・委員の専門分野による評価

(6)選定結果の公表

選定結果については、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの情報提供などにより、公表します。公表する内容は、選定委員会の開催日時、選定委員会の委員、候補者及び次点候補者として選定された団体、申請団体、選定委員会における審議の議事要旨等(名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く)、候補者の提案の概要、各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。候補者となった団体には、「別紙 4提案の概要」を別途作成していただきます。

(7)その他

応募時から選定結果の公表までに「5 応募資格等(1)応募資格」に列挙する各要件を満たさなくなった場合、その候補者を失格とします。

18 指定後の対応について

指定管理者の指定後、協定の締結までに指定された団体は事業計画を作成していただきます。また、指定管理者が交替する場合は業務の引継ぎを行っていただきます。

なお、指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことができるものとします。

19 協定の締結について

指定管理者は、市及び委員会との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。なお、協定書は、全指定管理期間をとおして効力を有する「基本協定書」及び年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

20 指定の取り消し等

委員会は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として市に納付しなければなりません。

- (1) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- (2) 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと委員会が判断したとき
- (3) 指定管理者が事業の履行にあたり委員会の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- (5) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (6) その他委員会が当該指定管理者が管理を継続することが適当でないとき

21 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請団体は、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- (2) 1団体につき提案（申請）は一つとし、同一施設に複数の提案はできません。また、単独で申請した団体が、他のグループの構成団体となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできません。
- (3) 申請書類の内容を提出期限後に変更することは、原則としてできません。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。
- (5) 申請書類を作成する際は、選定の資料となることを認識したうえで、各設問において求められている事項を対応する様式に漏らさず記載するよう注意してください。
- (6) 申請書類を提出する際に必要な書類の不備が確認された場合は受け付けることができませんので、提出の際は申請団体の責任において必要な書類が揃っているか十分確認をしてください。
- (7) 申請書類を提出した後に辞退する場合は、文書により直ちに届け出てください。
- (8) 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。
- (9) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、本市が必要と認める場合は、資料を追加して提出していただきます。追加して提出された資料の取扱いも、他に提出されている書類の取扱いと同様とします。
- (10) 提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。
なお、名古屋市議会で指定管理者の指定を審議するため、応募内容の概要を資料として提出する場合があります。
- (11) 本市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

22 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格取得も含む。）される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行います。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

23 市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者による施設の管理運営状況を点検・評価を行い、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの点検結果を公表するとともに、次期選定に活用することとします。

24 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員（第 199条第 7項）、包括外部監査人（第 252条の37第 4項）又は個別外部監査人（第 252条の42第 1項）による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

25 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでいただきます。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと市が判断した場合、又は、次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、市がこれを承認した場合は、これによらないこともできるものとします。

26 業務の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施していただきます。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をしていただきます。
- (3) 引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とします。

27 問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市教育委員会事務局スポーツ振興課施設係
電話番号 052-972-3267
ファックス番号 052-972-4417
電子メールアドレス a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp